

重 要 事 項 説 明 書

ver. 4 8

(居宅介護支援事業)

あなたの申し出によりサービス提供を開始するにあたり、わたしたちがあなたに説明すべき事項を次のとおり確認させていただきます。

1 事業者

事業者の名称	社会福祉法人 健和会
法人所在地	三重県員弁郡東員町長深 3140-2
法人種別	社会福祉法人
代表者氏名	理事長 坂 口 正 忠
電話番号	0 5 9 4 - 7 6 - 0 7 6 0

2 ご利用事業所

事業所の名称	居宅介護支援センター パークレジデンス
事業所の所在地	三重県員弁郡東員町長深 3140-2
管理者名	竹 内 由 里 佳
事業所指定番号	2 4 7 2 1 0 0 2 8 4
電話番号	0 5 9 4 - 7 6 - 0 7 6 0
ファクシミリ番号	0 5 9 4 - 8 6 - 2 7 1 1

3 当法人であわせて実施する事業

事業の種類		三重県知事の事業者指定	利用定数
		指定番号	
施設	特別養護老人ホーム	2 4 7 2 1 0 0 2 5 0	9 0 人
居宅	通所介護	2 4 7 2 1 0 0 2 6 8	4 0 人
	同 通所介護現行相当サービス	2 4 A 2 1 0 0 1 4 7	
	短期入所生活介護（介護予防事業含む）	2 4 7 2 1 0 0 2 7 6	1 4 人
居宅介護支援事業		2 4 7 2 1 0 0 2 8 4	
住宅型有料老人ホーム			2 2 名

4 事業の目的と運営の方針

事業の目的	この規程は、社会福祉法人 健和会（以下「事業者」という）が設置運営する介護保険制度下での居宅介護支援事業である居宅介護支援センターパークレジデンス（以下「センター」という）の適正な運営を確保するため、人員および管理運営に関する事項を定め、介護および支援の必要なご利用者に対しそれぞれのおかれている環境等に応じて、適正な居宅介護サービスを効果的に提供することを目的とする。
運営の方針	当センターにおいては、ご利用者の意思および人格を尊重し心身の特性を踏まえ、常にご利用者の立場にたったサービスの提供を行うものとする。また、その実施にあたっては、地域、家庭との結びつきを重視し、関係市町村、居宅介護支援事業者およびその他の居宅サービス支援事業者、ならびにその他の保健医療サービスおよび福祉サービスを提供するものとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

5 職員体制（主たる職員）

従 業 者 の 職 種	当事者の配置	指定基準
管 理 者	1（兼務）	1
介護支援専門員	4	1

6 サービスの担当者

- ・ご相談に応じる担当者は、厚生省令に定められた試験に合格し、研修を終了した下記の介護支援専門員が担当します。担当者は訪問の便宜等考慮し、介護保険法に定められた人数を上限として受け持っています。ご不明の点のなどありましたらお気軽にご相談ください。

担当者名	ケアマネジャー
------	---------

7 営業時間等

営業日	月曜日～土曜日
営業時間	8時30分～17時30分
休業日	日曜日、年末年始（12月31日～1月3日）
※休業日または営業時間外であっても、連絡体制が整っておりますので、緊急の場合にも電話受付は可能です	

8 通常の事業の実施地域

- ・いなべ市、東員町、桑名市、四日市市、菰野町、朝日町

9 居宅介護支援の利用申し込みから介護サービス提供までの主な流れ

利用申し込み	① 居宅介護支援サービスの利用申し込み。
	② 重要事項説明書についてご説明し、同意をいただきます。
アセスメント	③ ご自宅を訪問、心身の状態や置かれている環境等を調査し、可能な限りご自宅で自立した日常生活おくれますよう、解決すべき課題を把握分析します。
	④ ご利用者やご家族の方が、どのような介護サービスをどの程度の頻度でご利用したいのか、ご希望をお伺いします。 ⑤ サービス事業者の選定にあたっては、ご利用者やご家族の方のご希望を伺い、複数の事業所の紹介を行い、その中から公正中立に選択します。また、その事業所を選択した理由の説明を求められた場合には、それに応じます。
サービス計画書原案作成	⑥ 解決すべき課題に基づき、地域でのサービス提供体制をも考えて、提供サービスの目標と達成時期、サービス提供上の留意点等を盛り込んだ計画の原案を作成します。
担当学会議開催	⑦ 原案に位置付けたサービスの担当者との会議や照会等により、原案について専門的見地からの意見を求めます。
サービス利用開始	⑧ 原案でのサービスについて、保険給付の対象となるかどうかを区分した上で、居宅サービス計画の内容をご利用者またはご家族に説明し、ご利用者の同意を得ます。
	⑨ 同意を得た計画に基づき、ご利用者にはサービス利用票を交付、サービス事業者にはサービス提供票を送付しそれに基づきサービスが行われます。
モニタリング	⑩ 計画の作成後もご利用者・ご家族やサービス事業者と継続的に連絡することにより、計画の実施状況と解決すべき課題の把握を行い、必要に応じて計画の変更や事業者との連絡調整等を行います。

10 介護サービスを受けるにあたっての重要事項

- ・お渡しした「サービス利用票」と異なる事業者からサービスを受けたい場合や、お渡ししたサービス内容を変更したい場合には、必ず、事前に担当の介護支援専門員にご連絡ください。ご連絡なく異なる事業者からサービスを受けた場合やサービス内容を変更した場合は、費用の全額をご負担いただく場合があります。
- ・被保険者資格を喪失した場合や、要介護状態区分の変更があった場合など記載事項に変更があった時は、必ず担当の介護支援専門員にご連絡ください。

11 居宅サービス計画作成以外のサービス

- ・ご利用者のご依頼に基づき、市町村の窓口にて、要介護認定の申請（新規、変更、更新）、「居宅サービス計画作成依頼届出書」の提出を代行します。（その場合被保険者証はお預かりすることになります。）
- ・その他、介護保険制度に関するご相談に応じます。

12 主治の医師および医療機関等との連絡

- ・事業者はご利用者の主治医および関係医療機関との間において、ご利用者の疾患に対する対応を円滑に行うことを目的として、ご利用者の疾患に関する情報について必要に応じ連絡をとらせていただきます。この目的を果たすために、以下の対応をお願いします。

- ① ご利用者の不測の入院時に備え、居宅介護支援事業者と医療機関が連携できるよう、入院時に持参する医療保険証またはお薬手帳等に、当事業所名および担当の介護支援専門員がわかるよう、名刺を張り付ける等の対応をお願いします。
- ② 入院時には、ご利用者またはご家族から、当事業所名および担当介護支援専門員の名称を伝えていただきますようお願いいたします。

13 利用料金については、**別紙1**参照

14 事故が発生した場合の対応

- ・居宅介護支援の提供時に、事故が発生した場合には、すみやかに市町村およびご家族の方にご連絡をするとともに、必要な措置を講じます。

15 虐待防止について

- ・ご利用者等の人権の擁護・虐待の発生またはその再発を防止するために、必要な措置を講じます。
- ① 事業所はご利用者が成年後見制度を利用できるよう支援を行います。
 - ② 当該事業所従業員または養護者(特に養護している家族・親族・同居人等)による虐待を受けたと思われるご利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村及び適切な機関に通報します。
 - ③ 虐待防止のための指針を整備し、担当者を選定します。
 - ④ 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について従業者に周知徹底を図ります。
 - ⑤ 従業者に対して、虐待防止のための研修を定期的に実施します。

16 秘密の保持・個人情報の使用について

- ・「居宅サービス計画」を作成する中で知り得たご利用者やご家族の情報は、同意なしに他人に漏らすことはありません。なお、介護サービスが適切かつ円滑に提供されるよう、他のサービス事業者へ情報を提供することがありますが、その場合には事前に同意をいただきます。サービス提供記録の開示は可能ですので、必要な際はお申し出ください。
- ・高齢者虐待防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律(平成17年法律124号)に定める通報ができるものとし、その場合事業者は秘密保持義務違反の責任を負わないものとします。

・以下に記載される事項に該当する場合は、ご利用者やご家族等の同意を得ることなく、必要とされる情報を提供させて頂く場合がございます。

- ① 法令に基づく場合
- ② 生命・身体・財産の保護に必要な場合であって、事前に同意を得ることが困難な場合
- ③ 国の機関もしくは地方公共団体、またはその委託を受けた者が、法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある、ご利用者の同意を得る事により、当該事務の遂行に支障を及ぼす恐れがある場合

17 禁止行為

- ・介護支援専門員に対する身体的暴力（身体的な力を使って危害を及ぼす行為、物を投げつける、刃物を向ける、手を払いのける、叩く等）を禁止とする。
- ・介護支援専門員に対する精神的暴力（怒鳴る、罵倒、威嚇、脅迫、無視、理不尽な要求の繰り返し、威圧的な態度、命令の乱用、批判的な態度、恥辱的な言動、謝罪のための土下座の要求、長時間にわたり必要以上に何度も同じ内容で激しく叱責、長い時間電話を切らない）を禁止とする。
- ・介護支援専門員に対するセクシュアルハラスメント（意に添わない性的誘いかけ、好意的態度の欲求等、性的ないやがらせ行為、体を触る、腕を引っ張り抱きしめる、性的な行動をする、ヌード写真を見せる）を禁止とする。

18 身体拘束適正化について

- ・利用者または他のご利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合に身体的拘束その他ご利用者の行動を制限する行為の制限に対して、必要な措置を講じます。
- ① 身体拘束適正化のための担当者を選定します。
- ② 身体拘束適正化のための対策を検討する委員会を定期的に開催します。
- ③ 身体拘束適正化のための指針を整備し、従業者に対して、研修を定期的 to 実施します。
- ④ やむを得ず身体拘束を行う場合に、その理由等を記録します。

19 音声記録装置（ボイスレコーダーなど）の使用について

- ・音声記録装置（以下「装置」という）を使用し、アセスメントやモニタリング及びサービス担当者会議等において記録を取り、記録より書面作成を行います。記録作成を行うための技術手段を使用することと使用する目的を理解し、その目的に同意します。
- ① 録音の目的について
録音は、面接の報告書や支援経過記録作成・ケアプラン作成に使用します。
録音された音声情報は、ハラスメント防止委員会等に提出されることがあります。
- ② 同意の確認について
装置にて録音を行う前に、ご利用者等に対して録音の確認を行い、同意を得た場合にのみ録音を行います。
- ③ 録音記録について
録音された音声情報及び記録は事業所で管理します。

20 テレビ電話装置その他の情報通信機器の利用について

- ・テレビ電話装置（以下「装置」という）を使用して、モニタリング及びサービス担当者会議等において、当事者間でコミュニケーションを行います。この装置は音声、映像、またはその両方を介してコミュニケーションを行うための技術手段を使用します。

① 利用目的について

装置を使用する目的を理解し、その目的に同意します。

② プライバシーの保護について

コミュニケーションの際におけるプライバシー保護を確保します。録画や写真撮影等プライバシーに関わる行為は行いません。

③ 精密情報について

コミュニケーション中に共有される情報が機密性のあるものである場合、適切なセキュリティ対策を講じます。

④ その他

装置を使用する際の装置及び通信費用、電力は双方で負担します。

21 苦情申立先

ご利用相談室	窓口担当者 : 竹内 由里佳 ご利用時間 : 毎日 8:30～17:30 ご利用方法 : 電話 0594-76-0760
第三者委員	駒田 阿紀良 : 当法人監事 水越 昭 : 現菰野町民生委員 加藤 拓也 : 当法人顧問弁護士

※ 上記以外の相談窓口

東員町 健康長寿課 高齢福祉係	住所 員弁郡東員町大字山田 1600 東員町役場 電話 0594-86-2823
四日市市 健康福祉 部 介護保険課	住所 四日市市諏訪町 1-5 四日市市役所 電話 059-354-8190
いなべ市 福祉部 介護保険課	住所 いなべ市阿下喜 31 いなべ市役所 電話 0594-86-7820
桑名市 介護高齢課	住所 桑名市中央町 2-37 桑名市役所 電話 0594-24-1489
三重県国民健康保険 団体連合会	住所 津市桜橋 2 丁目 96 番地 三重県自治会館内 電話 059-222-4165

重要事項確認および個人情報使用に関する同意書

私と私の家族は、居宅介護支援サービスの提供を受けるに際し、社会福祉法人健和会の介護支援専門員、
()から上記重要事項の説明を受けたことを確認し、利用について同意いたします。また、
あわせて居宅サービス計画の作成におけるサービス担当者会議において、および、関係医療機関、関係各サ
ービス提供事業者等に、情報提供の必要が生じた場合には、私および私の家族の情報を提供することに同意
いたします。

令和 年 月 日

利用者（私） 住所 _____

氏名 _____ 印

利用者の家族 住所 _____

氏名 _____ 印

続柄 _____